(4)



国保を知るう高額療養・高額介護合算制度

「高額療養・高額介護合算制度」とは?

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

みなさんが、病院や介護保険のサービスを利用した時の自己負担額は、それぞれの保険制度に基づき月額で限度額が設けられています。限度額を超えた分は、申請して認められると、後から払い戻されます(高額療養費と高額介護サービス費)。

さらに、世帯の8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費と高額介護サービス費は差し引きます)を合計して限度額を超えた場合、その超えた額が各保険者で配分され、払い戻されます。

医療保険の自己負担額 月額で限度額が設けられています 「高額療養費」 介護保険の自己負担額 月額で限度額が設けられています

「高額介護サービス費」

「高額療養・高額介護合算療養費」

それぞれを合算し、年額で限度額を設けます

*「高額療養費」「高額介護サービス費」の 請求をしていない人は請求をしてください

限度額は年額で計算

8月1日から翌年7月31日までの分を計算します。所得区分は7月31日に加入している医療保険の所得区分が適用されます。

加入の医療保険ごとに7月31日に世帯合算

医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象です(食費や居住費、差額ベッド代などの保険外診療は合算の対象外)。70歳以上の人は、全ての自己負担額を合算の対象にできますが、70歳未満の人は、同じ人が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来は別)に支払った自己負担額が1カ月21,000円以上の場合、合算の対象となります。

支給対象者へ通知を送付

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人には、平成24年1月以降に世帯主へ手続きの案内文書を送付します。ただし、平成22年8月から平成23年7月までの間に、他の市町村から転入した場合や、複数の医療保険(被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度など)に加入していた場合は、送付できないことがあります。

案内文書が届いたら、国保医療課で支給申請をしてください。 申請には、健康保険証、介護保険証、印鑑、療養費の振込口座番 号の控えが必要です。被用者保険(国民健康保険、後期高齢者医 療保険以外)に加入している人は、それぞれの医療保険に問い合 わせをお願いします。

*平成23年7月31日現在加入している医療保険者に申請してください

所得や年齢に応じて限度額が決まります

自己負担額の合算額から自己負担限度額を差し引いて、500円以上になる場合に限り高額医療・高額介護合算医療費が支給されます。

●70歳未満の世帯限度額

医療保険	被用者保険	国民健康保険	
一般	67万円		
上位所得者 * 1	126万円		
住民税非課税世帯	34万円		

*1 上位所得者とは、被用者保険(国民健康保険以外)の場合、標準報酬月額が53万円以上の人。国民健康保険の場合、保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯の人

(例)70歳未満の一般世帯での計算

*1年間同じ医療保険に加入の場合

自己負担額	夫(68歳)	妻(66歳)	世帯合計額	世帯限度額	支給額
医療費	40万円	10万円	50万円	67 F.M	28万円
介護費	5万円	40万円	45万円	67万円	

▽支給額=医療費(50万円)+介護費(45万円)-67万円=28万円

●70歳以上の世帯限度額

医療保険		後期高齢者 医療保険 * 2	被用者保険	国民健康保険	
一般		56万円			
現役並み所得 (医療費3割負担			67万円		
低所得者 * 3	II	31万円			
医医阴母节 3	I	19万円			

- *2 75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがある人
- *3 低所得者 I は、住民税非課税世帯で世帯全員の所得が 0円(年金収入は80万円まで控除)の世帯の人。低所得者 II は、それ以外の住民税非課税世帯の人

(例)70歳以上の一般世帯での計算

*1年間同じ医療保険に加入の場合

1 1 1 4 1 4 E MATERIA () M E					
自己負担額	夫(78歳)	妻(77歳)	世帯合計額	世帯限度額	支給額
医療費	40万円	10万円	50万円	565M	30 <u>F</u> @
介護費	5万円	40万円	45万円	56万円	39万円

▽支給額=医療費(50万円)+ 介護費(45万円)- 56万円=39万円

■問い合わせ先

▽国保医療課国民健康保険係

2(36) 1 3 6 3

▽国保医療課後期高齢者医療係

☎(36)1348

▽介護保険課介護保険係

2(36)4877

(金) までに、生活安全課消防主任(早川)を課考を設定をは、10 5 5 年は活動を全課消防主任(早川)を課考を表し込む。までに、生活安全、表した。 10 5 5 (金) までに、生活安全課消防主任(早川)を会議と防火をで選考を表しる。 までに、生活安全課消防主任(早川)を会に、生活安全に、生活安と、表した。 10 5 5 (金) までに、生活安と、表した。 10 5 5 (金) までに、生活安と、表した。 10 5 5 (全) までに、生活安と、表した。 10 5 5 (全) までに、生活安と、表した。 10 5 5 (中) 10 6 (中) 10 6

平成9年4月に発足した市女性消防団は10年以上を経過し、現在、新しい取り組みを実施していいり組みを実施していいりにがいがあり組みを実施していいがらの新団員を募集します。

市女性消防団員





建制 で 理 に 発課 合 の

間い合わせ先不可の人は入居申の者が同居親族が中の者が同居親族が

大島行政センターで入(水)から、建築課と申込書は、10月5日

●入居資格 住宅に困っする人で、同居しようする人で、同居しようする人で、同居しようまでに、申込用紙に必要事項を記入し、ハガ要事項を記入し、ハガキ2枚を添えて、建築キ2枚を添えて、建築キ2枚を添えて、建築中込書は、10月5日へ持参する

ている市内在住●入居資格 住宅なるぶ賃 所得に応

収入基準 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の所得金め、諸控除後の所得金の(年間所得189万円(年間所得189万円(年間所得189万

▽ゆり団地(自由ヶ丘2)丁目)/中層耐火構造4階建=1戸平原団地(須恵3丁目)平原団地(須恵3丁目)一部易耐火構造2階建一部易耐火構造2階建

市営住宅

52033